

岩手県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月3日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
 岩手県監査委員 名須川 晋
 岩手県監査委員 五味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県東京事務所	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
東日本大震災津波伝承館	〃	〃
岩手県消防学校	〃	〃
岩手県立県民生活センター	〃	〃
岩手県福祉総合相談センター	〃	〃
岩手県立宮古高等看護学院	〃	〃
岩手県精神保健福祉センター	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	〃	〃
岩手県立宮古高等技術専門校	〃	〃
岩手県県南家畜保健衛生所	〃	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
岩手県農業研究センター県北農業研究所	〃	〃
岩手県内水面水産技術センター	〃	〃
岩手県立農業大学校	〃	〃
沿岸南部教育事務所	〃	〃
岩手県立図書館	〃	〃
岩手県立野外活動センター	〃	〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃
岩手県立花巻北高等学校	〃	〃
岩手県立花巻農業高等学校	〃	〃
岩手県立花北青雲高等学校	〃	〃
岩手県立遠野緑峰高等学校	〃	〃
岩手県立北上翔南高等学校	〃	〃

岩手県立黒沢尻工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢高等学校	〃	〃
岩手県立水沢農業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢商業高等学校	〃	〃
岩手県立前沢高等学校	〃	〃
岩手県立金ヶ崎高等学校	〃	〃
岩手県立岩谷堂高等学校	〃	〃
岩手県立高田高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡東高等学校	〃	〃
岩手県立住田高等学校	〃	〃
岩手県立釜石商工高等学校	〃	〃
岩手県立宮古北高等学校	〃	〃
岩手県立伊保内高等学校	〃	〃
岩手県立福岡高等学校	〃	〃
岩手県立前沢明峰支援学校	〃	〃
岩手県立気仙光陵支援学校	〃	〃
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県立宮古恵風支援学校	〃	〃
岩手県大船渡警察署	〃	〃
岩手県遠野警察署	〃	〃
岩手県宮古警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

留意改善を要する事項 岩手県立気仙光陵支援学校 委託契約の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

岩手県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月3日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立宮古高等学校	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

支出事務の執行に当たり、執行管理体制に不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、支出事務の適正な執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。